

核廃絶に向けた取り組みを求める意見書（案）

日本への原爆投下から76年となる本年、核兵器禁止条約の批准書や受託書を国連に寄託した国・地域が発効に必要な「50」に達し、規定に基づき2021年1月22日に発効した。

この条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇など核兵器にかかわる活動を全面的に禁止するとともに、初めて核兵器を違法とする国際法規範が誕生し、核廃絶を目指す画期的なものとなっている。

核兵器禁止条約の交渉が進むさなかに日本が立ち上げを表明し、これまで会合を重ねてきた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は、核保有国、核依存国、非保有国の識者による議論を踏まえ、国際社会は、立場の違いを狭め、また究極的にはなくすため、直ちに行動しなければならない。

全ての関係者は、たとえ異なる見方を持っていたとしても、核の危険を減らすために協働することができるとの共通認識を示している。

しかし、核軍縮をめぐる状況は遅々として進んでおらず、これまで以上に危機感を持って取り組んでいかなければならない。

よって、国においては、唯一の戦争被爆国として、核廃絶に向け核兵器国と非核兵器国との「真の橋渡し」の役割を担うため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大により延期となっている第10回NPT運用検討会議に関し、同会議が開催される際には、成果文書のコンセンサス採択に向け、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」やNPTDI（軍縮・不拡散イニシアティブ）での成果の反映などにより、共通基盤の形成に貢献すること。
- 2 核兵器禁止条約については、同条約をめぐる深まった「溝」の橋渡しをはじめ、締約国会合へのオブザーバー参加など、我が国の貢献のあり方を検討していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

様

和歌山県議会議長 岸本 健

(提出者)

多田 純一

藤本眞利子

中西 徹

林 隆一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣